

# 興教大師の教化 —伝法—

眞保龍敞

興教大師の教化

## 序言 目次

### 一

東寺と高野山の伝法教化

#### 1

実慧大徳の伝法教化

#### 2

真然大徳の伝法教化

#### 3

仁和寺の伝法教化

### 二

覺鑄上人の伝法教化

#### 1

伝法堂における秘密曼荼羅伝法会

#### 2

大伝法院と根来山における秘密曼荼羅伝法会

#### 註語

## 序 言

興教大師覚鑑上人（一〇九五—一四三、以下上人と省略する）の教化の特質について、今回は“伝法”に絞って追究してゆきたいと思う。

仏道は、法を究め、法を伝え弘めることが本道でなければならない。

上人における求法の過程と姿勢については、既に“懺悔と立願”に関する小論<sup>(1)</sup>の中でも考査したが、伝法については大別二方向ある。その一是、衆生教化であり、それは、“觀法”を通しての上人の教化を究明する中で、阿字觀を取りあげて、その特質の現代的意義の掘り起こしを試みた。<sup>(2)</sup>

その二は、主として教師僧徒等に対する教化伝法の問題である。

これは、教化の源泉を探求し、陶冶し、確認し、養う基礎的作業ともいえよう。

上人は密法紹隆をめざした眼目として、実は、この伝法会の復興を第一義に据えられた。

小伝法堂・大伝法院・根来神宮寺・円明寺の建立は、この大目標を実現する場としての道場を確立することにほかならなかつたのである。

そこで、上人の伝法教化の在り方を探るために、その先行形態たる実慧、真然及び仁和寺の伝法会の在り方を一應辿りつつ、上人の伝法教化の特質を考察してみたいと考える。

ひいては、今日の伝法大会堅義や冬報恩講出仕論義の在り方についても、上人の伝法教化の在り方から充分勘案せらるべきところも、必ずや少くないものと思われるるのである。

## 一 東寺と高野山の伝法教化

### 1 実慧大徳の伝法教化

伝法会は、実慧大徳によつて承和十三年（八四六）四月廿五日より四日間にわたり、東寺において『大日經疏』が講伝されたのにはじまる。<sup>(3)</sup>

この時の聽衆は、真雅、宗叡等わずか十二人であったことが東宝記にみえている。

またこの時の講本手鑑かとみられる『遮那經王疏伝』<sup>(4)</sup>をみると、住心品より囑累品までの大疏二十巻の全般にわたり、要義の達意を講伝したものである。

例えは、真言門之伝・成三菩提之伝・師子座之伝・無人莊嚴藏之伝・入曼荼羅建立之伝・不思議之伝・空點之伝・密印之伝・大我之伝・真四重禁之伝・真言導師之伝・一字真言之伝・法界性之伝・三三昧耶之伝などなり。いずれも、真言教化の原点の吟味であった。

そして、所願としたところは、「秘藏の法輪日月に懸けて、永く邊なく、施主の福智これを劫石に期して現當に円満せんことを」と念じ、施主の福智円満を念じたものであった。<sup>(5)</sup>

### 2 真然大徳の伝法教化

大徳の奏請により承和二年正月廿二・廿三日（八三五）真言宗年分度者三人が太政官符をもつて勅許された。<sup>(6)</sup>そして、その得度の日処は、同年八月二十日の太政官符によつて金剛峰寺において九月廿四日と定められた。<sup>(7)</sup>

真然大徳（八〇四—八九一）は、大師より高野山金剛峰寺を付嘱され、東寺の伝法会に準じて、金剛峰寺に伝法二会の式目を制定した。

これは仁和元年（八八五）二月十五日、しばらく中断されていた件の三業度人の制を、旧に復し、金剛峰寺に実施する運びとなつたことに伴い、修練研学の必要性を痛感されて伝法会を南山に新設したものとみられる。<sup>(8)</sup>

この頃真然大徳は、既に東寺二長者寺務少僧都に補せられ、翌々年の仁和三年には南山に真言堂も落慶されたの<sup>(9)</sup>で、そこで件の伝法二会の講法談義が修せられたのである。

さて、その「伝法二会式目」<sup>(10)</sup>によれば、表の如く、春の修学会と秋の練学会が修せられた。

修学会	三月一日～廿一日 (春、三七箇日)	三業の法門且は書し且つは伝授す
練学会	十月五日～十八日 (秋、二七箇日)	前に受学する所の經論の謬を糺し邪を正す

三業の法門とは、もとより金剛頂瑜伽經業・大毘盧舍那仏經業・声明業の三コースにほかならない。

この講法談義の間は、式目によると、

「雖<sub>ニ</sub>骨肉<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>門人<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>交<sub>レ</sub>座。不知<sub>レ</sub>情弟子勿<sub>レ</sub>令<sub>リ</sub>開封。大法同味<sub>ナレトモ</sub>興廢任<sub>リ</sub>機。是非<sub>ニ</sub>嫌<sub>レ</sub>人崇<sub>ム</sub>法方便也。」<sup>(11)</sup>

とあり、肉親といえども真言門の門人にあらざれば同席してはいけない。伝法の意を解せざる弟子に会場の門戸を勝手に開封させはならない。それは、真言の大法は同味平等であるが、それを受持する人の機は千差万別である。これ等の厳儀は決して人を差別するものではなく、大法を<sub>アガル</sub>崇むる方便なのだ、とされる極めて厳格なものであった。

更に、注目すべきことは、同式目に、

「件二会繫<sup>テ</sup>心於利民」、莫取異境<sup>(12)</sup>。」

とあって、この修学・練学の伝法二会を修する意図は、必ず“利民”にあり、万民を正法によつて利益することにある。決して衆生教化の姿勢を捨ててはならない、とあることを知るべきであろう。

ただ、この真然大徳の伝法教化は、実慧のそれが大疏の講伝という特定の経疏に限つて大徳を選び修せられたのに比べ、入門得度の初学修者への基本修練に主眼がおかれていたものであった<sup>(13)</sup>。

### 3 仁和寺の伝法教化

正覚房上人が九州より京洛に登り、仁和寺成就院寛助の室に入つた嘉承二年には、七月十九日堀河天皇が崩御して鳥羽天皇が即位された。その翌々年の天仁二年（一一〇九）十月廿三日には南都興福寺に遊学中ではあつたが、上人は、京洛仁和寺に始めて修せられた伝法会を伝え聞いて、大きな衝撃と感動を受けられたことであろう。多感にして俊秀なる十五才の上人において、必ずや将来期するところ心底に誓われたことであろう。

『仁和寺御伝』の高野御室（覚法親王）の条に、

「(天仁二年)十月廿三日甲午、自今日、仁和寺始置伝法会、講理趣經、講師權律師濟遲、學衆卅人、同廿九日結願了、此会當初雖勤修之、中絕年久云云」<sup>(14)</sup>

とあり、仁和寺において始めての伝法会にして講師は權律師濟遲、学衆は三十人にも達した。この伝法会は、東寺において実慧大徳が修した承和十三年以来百六十三年にもなり、途中中絶して久しぶりのものであった。

また『本寺堂院記』伝法堂の条には、

「天仁二年十月廿三日甲午、今日、於仁和寺一堂被行伝法会」、七僧、於「礼堂」行之、満七ヶ日結願、濟暹律師依「多年難作稽古之德」、生年八十四而、今相于此会<sup>(15)</sup>、是不可思議云云。」

これによると、講師の濟暹は八十四才の高齢で積年の蘊蓄を傾けたものであつた。会場は仁和寺の伝法堂の礼堂（外陣）において修せられた。

今、治承二年（一一七八）三月三日の仁和寺春季伝法会堂莊嚴指図を手懸かりにその莊嚴の様子を窺うに、図は左の如し。

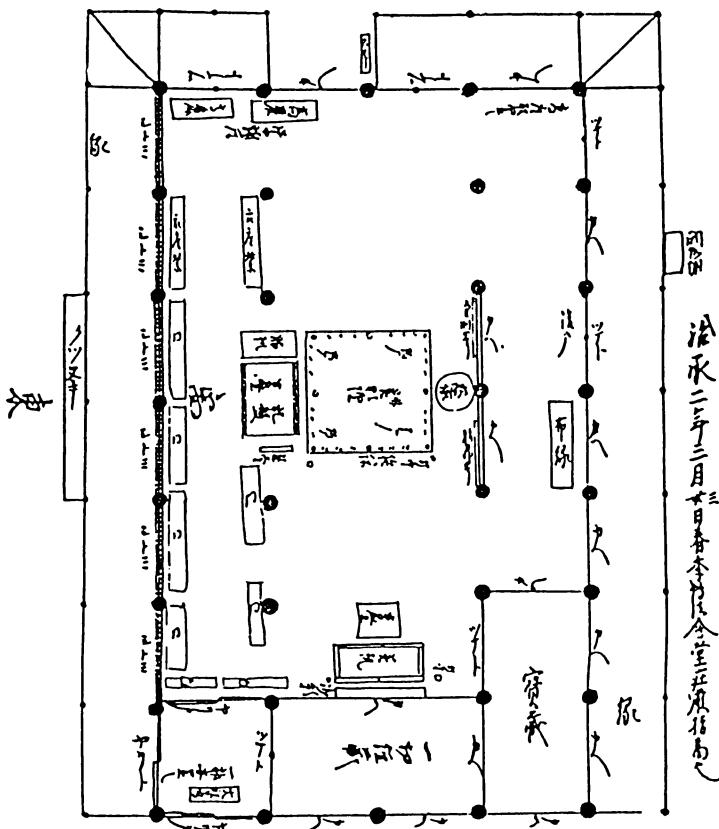
礼堂（外陣）に学頭座と学衆座とが特に設けられている。

堂は七間四間で、東向、東・南・西面に浜縁を廻らす。堂の中央の壁面には金剛界（左）と胎藏界の曼荼羅を掛け、その前に本尊として釈迦像をまつり、大壇・礼盤・脇机・磬台をしつらえる。壇の右手には大師の御影だけをまつり、八祖の御影はない。その壁の向う北側には西より東に宝藏・一切經藏・大般若の一部を収藏する。南西の隅には講師の昇高座が取り置かれ、東南の隅から北に向かい学頭座が設けられる。学衆者の席は「礼堂」（外陣）に十席設けられ、開白と結願の法楽の際には学衆は本尊に向かい、伝法受講の際は、恐らく高座を大壇の南に据えたであろうから、やゝ左から受講したかと思われる。

なお、本尊壁の後の外陣には承仕の控處があり、妻戸から西の浜縁にある闕伽棚に通じていて、壇莊嚴に備えている。

さて、天仁二年冬の伝法会には講師濟暹律師により般若理趣經が講説された。その内容は彼の著作『大樂經顯義抄』三巻によつて知れる。その凡そその釈風は、序文にあるとおり、不空の『理趣釈』の深意に依拠しつつ、科段章句は大師の『真実經文句』の意を酌んだものであつて、義勢は三巻にわたり顕密の諸經から縦横に引用したものである。

興教大師の教化



第1図 仁和寺伝法会堂莊嚴指図

る。

その『顯義抄』をみると、例えは所謂十七清浄句義釈の中に自利と利他の相違を弁別したところがある。

第五の一切自在主清浄と第九の慢清浄とについて

「問、前一切自在主與是鬱（慢の誤り）一有、何差別耶。答、前利他行也。是自利德也。<sup>(17)</sup>」  
と利他行と自利の徳とに弁別している。

これは一切自在主清浄が、金剛慢菩薩にして、

「以無上智令一切衆生悉證毘盧遮那如來體」、於世出世間皆得<sub>中</sub>自在<sup>(18)</sup>」

るものであるのに対して、慢清浄が金剛自在菩薩にして、

「出入三界自在無畏、於生死涅槃而得大我之體」、所以住金剛慢相而現其三昧之身<sup>(19)</sup>」

るものであるのを対比了別したものである。

この紹勢をみると、前後共果体證得は同一なれど、前の教化の方向が一切衆生に向けられたものであり、後のは自身の生死涅槃が主題であるから濟遲の所論は妥当なものといえよう。

この伝法会には、学衆三十人の外にも、院より民部卿俊明、中納言顯通、大蔵卿道良をはじめ、殿上人四五人が来聽した<sup>(20)</sup>といふ。

講述の内容は極めて真言教学の深遠な教義にわたっていたから、院の庁の官人や殿上人にとっては了解は容易ではなかつたと察せられるが、聞法に寄せる聴衆の帰依の念の篤き盛儀のほどが偲ばれる。

上人が、後に真言密教の紹隆と伝法会の再興に熱情を注ぐこととなつていった大きな直接の契機が、若き十五才の上人にとって、この仁和寺伝法会の盛儀にあつたであろうとは、疑いないところであろう。

## 二、覚鑑上人の伝法教化

上人の悲願は、真言密教の再興にあり、その具体的興隆展開の姿としては伝法会敵修の実現をめざしたものであった。

その内容的前前提条件は、まず本師寛助僧正からの保安四年（二十九才）の秘法相伝であった。

更に、その素懐を一層強固なものとした契機はまた本師寛助僧正の遷化にあったことであろう。（三十一才）

それが、具体的に現実のものとなつていったのは、平爲里の石手荘の寄進（三十二才、伝法会供料）や聖慧親王の鳥羽上皇への叡奏、上人の院参（三十五才）による勅願伝法堂の落慶供養に至つて、ようやく実現する運びとなつていった（三十六才）。

### 1 伝法堂における秘密曼荼羅伝法会

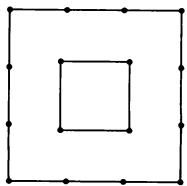
大治五年（一一三〇）四月八日の伝法院供養願文には、

「一奉<sub>レ</sub>建立宝形造一間四面伝法堂一宇<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>始修<sub>レ</sub>毎年一季秘密萬<sub>レ</sub>曼<sub>レ</sub>荼<sub>レ</sub>羅<sub>レ</sub>伝法会<sub>(21)</sub>」

とある。

まず、一間四面とある伝法堂の平面につき、從来、この一間は入口の間数を示したもの、とされてきた。<sup>(22)</sup>

しかし、これだと壁や連子窓、蔀（しとみ）の場合入口とはならないので、むしろ建物の間数を指している、とみなければならない。従つて「入口」と限定しただけで



第2図 伝法堂  
(小伝法院) 平面図

は不都合が生ずる。面についても不正確である。

古代中世におけるこの間面の問題については、昭和八年に足立康博士が解明している。<sup>(23)</sup>

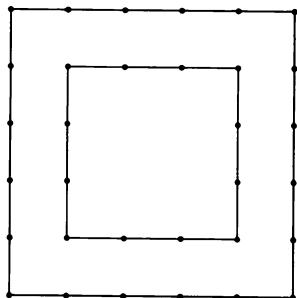
その研究成果によると、間は母屋（建物の本体）の柱間のことと、面は母屋周囲にある庇の面数なのである。

従つて、伝法堂は、第2図の如く、母屋が中尊寺金色堂の規模にほぼ匹敵したものと考えられる。一間で庇が四方についているから、全桁行は三間四方のほぼ九坪、畳十八帖ほどの小堂であった。

さて、の大治五年の伝法会には、大日經、声字実相義、十住心論が談義された。

それは、「國家を鎮護し、蒼生を済んがため」という教化の姿勢の貫かれたもので、遍照法帝の境界を修し、法界宮殿の説法を学ばんとする気魄の籠つたものであった。

談義の内容については、聖応の録した『覺鑊聖人伝法会談義打聞集』を手がかりに、大伝法院や根来山における談義と共に、次項以下において通覧してみようと思ふ。



第3図 大伝法院平面図

## 2 大伝法院と根来山における秘密曼荼羅伝法会

一間四面の小伝法院では雲集する学衆によって忽ち狹隘となり、長承元年（一一三二）十月十七日大伝法院が鳥羽上皇の御願寺として建立落慶をみた（三十八才）。

この堂宇には、先に造顯された丈六の尊勝仏頂（右）に加えて、丈六の大日如來（中央）と金剛薩埵（左）が造顯奉安された。

この堂宇は『大伝法院建立奏状』に「三間四面精舍」<sup>(26)</sup>とあり、更に又、

『伝法院本願覺鑊上人縁起』には、

「大伝法院二階宝形造〔桧皮<sup>27</sup>葺也〕」

とある。この記載が事実ならば、堂の平面規模は第3図の如くなる。

母屋は三間、庇は四方。桁行五間、梁間五間、重層宝形造。

従つて、堂宇は凡そ二十五坪、畳五十帖以上の広さはあつた、と考えられる。

もとより、この大伝法院は、上人の悲願である三密紹隆の根本道場であり、弘法利生をめざした教化の殿堂であつた。

そこで上人は、「毎年二季秘密万茶羅伝法会」「秘教之二会」<sup>(28)</sup>「二季伝法、三時密行」<sup>(29)</sup>を厳修され、『密嚴上人縁起』

には、表の如くに分けられていたという。特に秋季には、堂前に制札が立てられ、

「准・大師古風、非門徒之人莫<sup>レ</sup>聴<sup>(31)</sup>聞是談義」<sup>(32)</sup>

	二 季	伝法 大会	日 数	談 義 内 容
秋 季	春 季	修 学 会	五十 箇 日	教相之 談義也
	練 行 会		五十 箇 日	事相之 談義也

と真言門の学徒に限定された厳しいものであつた。

そこで、談義内容につき、前項末で触れた如く、『覺鑊聖人伝法会談義打聞集』を頼りに一覧してみたいと思う。

この一覧を見るに、上人は大治五年四月八日小伝法院落慶の三十六才のその時から、入滅の直前まで、少なくとも二十一会を数え、一貫して、伝法談義一途の晩年十三年にわたる凄絶なるご生涯をおこつた。まさに伝法の聖者と讃

## 興教大師伝法談義一覽

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	經論義章	談義要目	小伝法院	会場	年月日	興大全頁
同	同	十住心論	第一卷	二教論 即身成仏義	二教論 即身成仏義	二教論 即身成仏義	大日經	菩提心論	二教論	大日經	声字実相、十住心（伝法院供養願文）	入、真言頓入、一道無為、事々円融、事理円融、超護摩、三密、声字実相、月輪蓮華、三法、道場観、法身說法、驚覺、遮情表徳、因行證入、瑜伽、帰命、真雅僧正、水瓶、鐵塔	声字実相、十住心（伝法院供養願文）	大治5・4・8～	一三五五〇七	
第七卷	第二卷	(無言行より出る)	(無言行中)	法体、不二總体、三大為限、三身、數息、長齋	立義分、清淨本始覺、染淨本始覺、方便金剛等覺十地、妙覺果位、根不可得、三種即身義	除闇遍明、法身、行基、諸宗宗論、尊勝呪、三点機、久米寺、大塔本仏、空点、丹生、清水寺、仰月点、十八道、明星來影、阿伽	覺心不生、一道無為、極無自性、三摩地、三昧耶	谷	伝法堂	谷	谷	谷	谷	谷	谷	
大伝法院	密嚴院 カ	保延5 4 4 2	保延4 8 8 25	保延4 3 3 21	長承3 春 （十三日）	長承3 春 （十三日）	四五八	四三一	四二六	四〇七						
四八四	四八一	四七三	四七一	四六六	四六二	四五九	四五八	四三一	四二六	四〇七						

興教大師の教化

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	十住心論
聲字寒相義	吽字義	即身成仏義	釈摩訶衍論	同	同	同	同	同	同	第十一卷
(2 • 2 • 8 円明寺 • 神宮寺落慶)	(9 • 28 一時中斷)	(南山談義了)	大伝法院	同	同	同	同	同	同	(十一月常行三昧)
同	根來円明寺	同	根來豊福寺	同	同	同	同	同	同	保延5 •秋
康治2 • 秋	康治2 • 4 • 1	康治1 • 8 • 29	永治1 • 8 春 力	保延6 • 秋	保延6 • 4 • 7	保延5 • 11 • 5以後	保延5 • 4 • 8	保延5 • 4 • 8	保延5 • 4 • 8	四八八 五〇七 五三五 五三五 五三七 五五二 五五三 五六四 五六一 五八一 五八三 五八五

えられるべきである。

① 談義の經論義章は、大日經、釈論、菩提心論等所依の代表的經論と宗祖の撰述義章など最重要の典籍に綾られていた。

② 1から8にわたり談義要目をみても、必ずしも、『密巖上人縁起』にあるが如く、春秋で教相・事相が分けられたてはいなかつたし、真言の自由な教学・事相・伝統についての談義が展開されていた。

③ 春は三・四月に、秋は八月末から修せられたことが多い。

無言行中の保延四年春秋の二季は、密嚴院において十住心論の談義が行われたことであろう。

⑤ 南山における談義は十六会で終り、以後、根来に場を移した五会修せられたが、途中、第十九会の康治元年九月

二十八日には、国使や在廳の官人等の狼藉にあって豊福寺伝法談義を一時中断したことがあった。極めて苦難にまとわれた伝法談義の様子が偲ばれる。

(6) 根来山円明寺（七間四面）並に神宮寺（三間四面）が康治二年二月八日建立落慶をみてからは、その円明寺において伝法談義が修せられたことと思われる。

### 結語

上人の伝法教化は、東寺や仁和寺の伝法会の伝統を受けつつも、真然の伝法教化に近い伝法教化の方式であった。それは、宗祖の撰述に、より力を入れた談義が主体をなしていったといえよう。

特に、十住心論の伝法談義を九会にわたり修せられたことと、伝法会の名称を秘密曼荼羅伝法会と称したこと、秘密曼荼羅法教をめざした上人の伝法教化の特質がよく示されている。

それは、宗祖の闡明された秘密曼荼羅の教えを徹底的に究め、伝え弘めて、密法紹隆・弘法利生の誓願を、未曾有の苦難にめげず、実現していった壯絶なものであった。まさに、伝法教化の聖者と讃えられるべきものである。

### 註

- (1) 拙論、興教大師の教化—懺悔と立願—、現代密教第一号、昭六十三・十一、三九頁以下。
- (2) 拙論、興教大師の教化—觀法—、現代密教第二号、平成二・三、一〇〇頁以下。
- (3) 東宝記卷六、原本影印五七二頁。写真1。昭和五十七・一二、東京美術。
- (4) 遮那經王疏伝、大師口実慧記、弘法大師諸弟子全集、卷上、五四六頁以下。
- (5) 東宝記卷六、原本影印五七〇頁。「伝法会表白」。

- (6) 真言宗三業度人官符、弘大全五、四四四頁以下。
- (7) 年分度者、試業得度日処官符、弘大全五、四四九頁。
- (8) 高野春秋卷三、大日本仏教全書、三五頁上。
- (9) 高野春秋卷三、同、三五頁下。
- (10) 金剛峰寺雜文、伝法二会式目、弘法大師伝全集第二卷、一五頁。
- (11) 伝法二会式目、同前。
- (12) 同式目、同前。
- (13) 梅尾祥雲、日本密教学道史、七八頁参照。
- (14) 仁和寺御伝（顯證書写本）、高野御室の条、仁和寺史料、寺誌編二、一三四頁。
- (15) 本寺堂院記、伝法堂の条、仁和寺史料、寺誌編二、二九五頁。
- (16) 同右条、治承二年三月三日仁和寺春季伝法会堂莊嚴指図、仁和寺史料二九六頁。
- (17) 濟暹撰、大濟經顯義抄卷上、大正藏六一、六二三頁中。
- (18) 不空訖、般若波羅蜜多理趣經大安樂不空真實金剛菩薩等一十七聖大曼荼羅義述、大正藏十九、六一七頁下。
- (19) 同右。大曼荼羅十七尊釈、三十帖策子第廿七帖一〇頁参考照。
- (20) 梅尾祥雲、日本密教学道史、七二頁所引の三僧記類聚、第十、一二二条。
- (21) 伝法院供養願文、興大全下、一三五三頁。
- (22) 中野達慧、興教大師正伝、一六三頁、等。
- (23) 足立康、古代建築の研究、下、八頁以下、中古に於ける建築平面の記法、昭和六二、参照。
- (24) 伝法院供養願文、興大全、下、一三五四頁。
- (25) 聖応錄、覺鑊聖人伝法会談義打聞集、興大全、上、四三一～四五八頁。
- (26) 大伝法院建立奏状、興大全、下、一三四九頁。
- (27) 密嚴上人緣起〔伝法院本願覺鑊上人緣起〕、興教大師伝記史料全集、伝記、五四頁。
- (28) 伝法院供養願文、興大全、一三五四、一三五五頁。
- (29) 大伝法院建立奏状、興大全、一三四九頁。
- (30) 密嚴上人緣起、興教大師伝記史料全集、伝記、五四頁。
- (31) 密嚴上人緣起、同右所引。